

高額療養費の多数回該当に係る該当回数引継ぎについて

高額療養費の多数回該当とは

- 被保険者の負担軽減の観点から、同一保険者から過去12月以内に高額療養費が支給されている月数が3月以上ある世帯において、4月目以降、当該世帯の自己負担限度額を引き下げるもの。

改正のポイント

- 今般、都道府県が市町村とともに国民健康保険の保険者となることから、都道府県単位で資格の付与が行われることとなる。
- これに伴い、国民健康保険の被保険者が、同一都道府県内の他市町村へ住所を異動した場合について、当該被保険者が属する世帯の高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引き継ぐ規定を設ける。

現行

	4月	5月	6月	7月
X県A市	①	②	③	
X県B市				①

← 支給月数が通算されない

新制度施行後(H30.4.1~)

	4月	5月	6月	7月
X県A市	①	②	③	
X県B市				④

← 支給月数が通算される